

高知市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

高知市

はじめに

高知市は、全国に先行する形で少子・高齢化、人口減少が進んでおり、高齢者世帯の増加や障害者を支えるご家族の高齢化、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付数の増加など、日常生活に支援を必要とする人が増加傾向にあります。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、経済や医療、福祉をはじめ多岐にわたって、支援を必要とする人が増加しています。

そのような中、今後成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の必要性が、確実に高まっていくことが予想されます。認知症や知的障害のほか、精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活に支障がある人を、社会全体で支え合うことが重要となっています。

このことについて、行政、関係機関・団体、地域住民等が連携・協力し、成年後見制度の利用促進のほか、広く権利擁護支援体制の強化を図るため、本計画を策定いたします。

本計画では、「誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現」を基本理念に掲げ、権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、地域住民や関係機関が連携しチームとして支援する体制構築や、チームの活動を支援する専門機関のネットワーク構築、またそれらの活動の中核を担う中核機関の設置等の施策を掲げ、権利擁護支援の強化に努めて参ります。

本計画の策定にあたり、2年間に渡り熱心にご審議いただきました高知市成年後見利用促進審議会の委員の皆様をはじめ、各種調査や意見聴取を通じて、貴重なご意見をいただきました関係機関・団体、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも、本計画の推進により一層のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年(2022年)3月

高知市長 岡崎 誠也

目 次

第1章 高知市成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 成年後見制度とは	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 対象期間	3
第5節 策定体制	3
第2章 成年後見制度に関する現状及び課題	4
第1節 現状及び将来推計	4
1 高齢者の現状及び将来推計	4
2 障害者の現状	6
3 成年後見制度の利用状況	7
4 成年後見制度市長申立件数及び成年後見制度利用支援事業実施状況	7
5 高知市成年後見サポートセンター事業（高知市社会福祉協議会）実施状況	8
6 ニーズ調査結果	11
第2節 成年後見制度に関する課題	14
1 権利擁護支援の必要性	14
2 市民の意識	14
3 成年後見制度の利用における課題	14
4 日常生活自立支援事業における権利擁護推進の課題	15
第3章 権利擁護推進の基本理念及び基本目標	16
第1節 基本理念	16
第2節 基本目標	16
1 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える	16
2 市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する	16
3 本人の意思を大切にして能力に応じたきめ細やかな対応を図る	17
第4章 高知市成年後見制度利用促進基本計画の施策体系	17
第1節 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える	18
1 成年後見制度に関する市民啓発	18
2 相談対応力の強化	18
3 成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施	18

第2節	市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する	19
1	市民一人ひとりが望む生活を考える	19
2	任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進	19
3	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行	19
第3節	本人の意思を大切にしながら能力に応じたきめ細やかな対応を図る	20
	(権利擁護支援地域連携ネットワークの構築)	
1	権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進	20
2	中核機関の設置	21
3	協議会の設置	23
第5章	評価	24
	高知市成年後見制度利用促進審議会委員名簿	25

第1節 計画策定の趣旨

高知市は、総人口が減少する中、65歳以上人口は令和7（2025）年度まで増え続け、一旦減少に転じた後、令和22（2040）年度には、再び増加に転じることが予測されています。高齢化率で見ると、令和3（2021）年時点で高齢化率が30%を超え、令和7（2025）年には31.3%、令和22（2040）年には38.6%になると予測されており、今後更に認知症高齢者の増加が見込まれます。

世帯構成を見ると、独居高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加があり、財産管理において親族の支援が得られない高齢者が増加することが見込まれています。

知的・精神障害者においては、親と同居し親が財産管理を担う事も多く、親の高齢化により管理が困難になることや、親族等の養護者が不在となった際の問題も存在します。

高齢者、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、自身の希望を叶えることができるよう、多様な機関が協働し、成年後見制度の活用をはじめとする権利擁護推進を継続的・体系的に実施するために、計画を策定します。

第2節 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な、権利擁護における重要な手段のひとつです。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」のふたつに分けられます。

「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下することに備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度です。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立を行い、成年後見人等が選任される制度です。「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、「補助」・「保佐」・「後見」の三類型に分かれます。

成年後見人等の業務は、大きく「身上保護」と「財産管理」に分かれます。

「身上保護」とは、本人の生活、療養看護などの身上保護の事務を指し、具体的には、介護・医療サービスの契約、住居の確保や施設の入退所に関する事項などがあります。

「財産管理」とは、財産の保存、財産の性質を変えない範囲での利用・改良を目的とする行為を指し、具体的には、収支の把握・管理、預貯金・有価証券・保険契約、不動産売買等の管理などがあります。

成年後見人等は、後見類型によって程度は異なりますが、取消権・同意権・代理権をもって、被後見人の「身上保護」及び「財産管理」を行い、権利を擁護します。

	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない方
申立人	本人，配偶者，四親等内の親族，市区町村長，検察官など		
同意・取消権（※1）	申立により裁判所が定める行為（※2）	民法13条1項に定める所定の行為の他，申立により裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
代理権（※3）	申立により裁判所が定める行為	申立により裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には，日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為（借金，相続の承認や放棄，訴訟行為，新築や増改築など）の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については，家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※ 保佐制度及び後見制度の利用により，ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。
- ※ 補助開始の審判，補助人に同意見・代理権を与える審判，保佐人に代理権を与える審判をする場合には，ご本人の同意が必要です。

第3節 計画の位置づけ

平成28年5月に施行された，成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下，成年後見制度利用促進法という）の第14条第1項では，「市町村の講ずる措置」として，成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は，成年後見制度利用促進基本計画を勘案して，当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに，成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は，当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して，基本的な事項を調査審議させる等のため，当該市町村の条例で定めるところにより，審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

高知市では，これまでに高知市社会福祉協議会が運営主体である高知市成年後見サポートセンターの運営補助や，市民後見人の養成，成年後見制度の市長申立等の権利擁護関連事業を実施してきました。

本計画は，高知市の権利擁護推進における課題を明らかにするとともに，今後の成年後見制度利用促進を主とする権利擁護推進施策の，基本的な方向性を定めるものです。

第4節 対象期間

今回策定する基本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4か年です。今後、高齢者保健福祉計画、障害者計画及び地域福祉活動推進計画の見直しを踏まえ、本計画の記載内容の検討、見直しを行います。

第5節 策定体制

令和2年7月に成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、司法関係者、福祉関係者、民生委員等の委員により、令和2年度～3年度にかけて合計4回の協議を重ねました。また、令和4年1月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民からの意見を聴取し、その反映に努めました。

高知市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

所属団体名	役職等	委員氏名
高知弁護士会	副会長	中島 香織
高知県司法書士会	相談役	土居 雅之
高知県行政書士会	理事	廣井 千里
高知県立精神保健福祉センター	所長	山崎 正雄
高知県社会福祉士会	会員	上村 幸雄
高知県介護福祉士会	副会長	溝渕 由記
高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	金清 修
高知県立大学	教授	西内 章
四国銀行コンサルティング部	部長代理	尾崎 亮

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

※尾崎委員 令和2年10月20日～令和4年5月31日

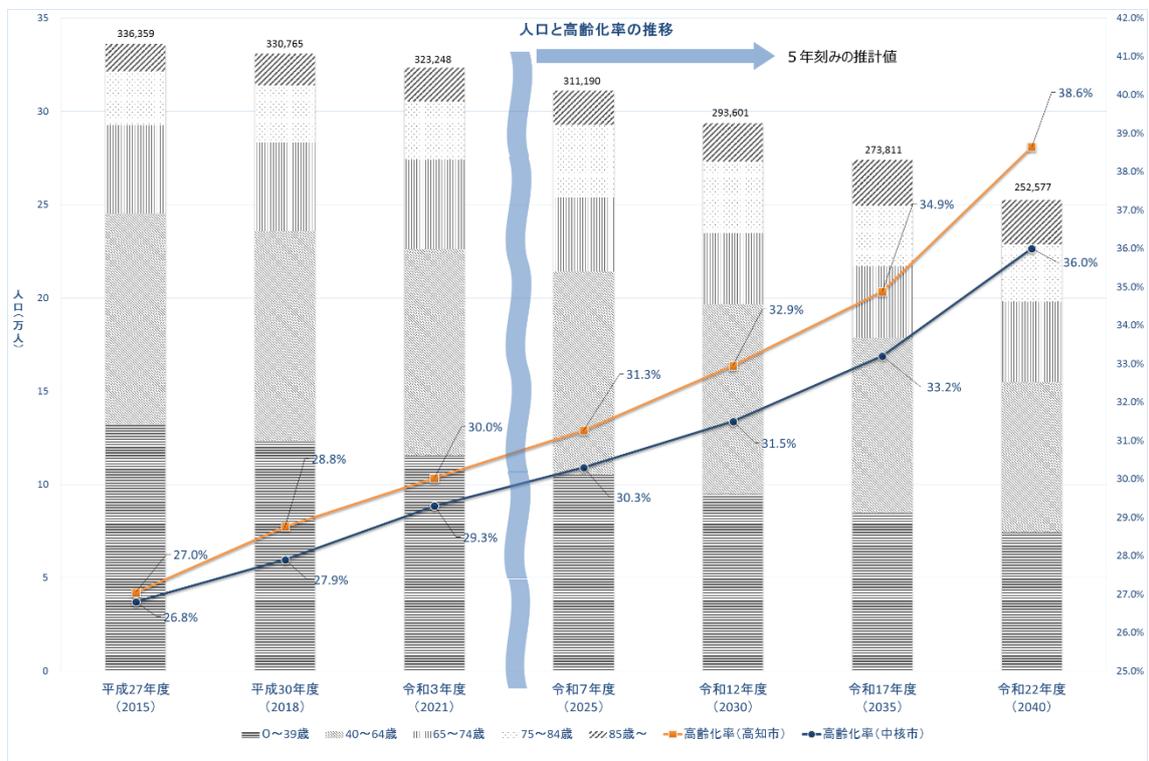
第2章

成年後見制度に関する現状及び課題

第1節 現状及び将来推計

1 高齢者の現状及び将来推計

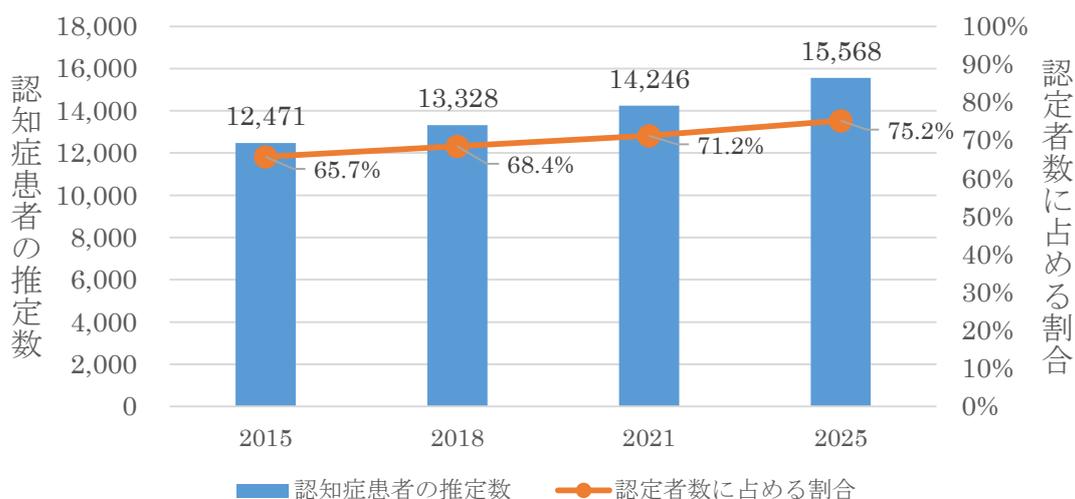
本市の人口が減少を続ける中、65歳以上人口は令和7（2025）年度まで増え続け、一旦減少に転じた後、令和22（2040）年度には、再び増加に転じることが予測されています。高齢化率で見ると、令和3（2021）年時点で高齢化率が30%を超え、令和7（2025）年には31.3%、令和22（2040）年には38.6%になると予測されています。



(高知市高齢者保健福祉計画(令和3年～5年)より)

認知症高齢者数は、高知市「介護保険の統計情報」による、認知症自立度Ⅱ以上の要介護認定者数を使った推定では、令和3（2021）年時点で14,246人であるものが、令和7（2025）年には15,568人に上ると推定されています。また、全介護認定者数に占める認知症自立度Ⅱ以上の方の割合は、年間1%程度の増加が続き、令和3（2021）年時点で71.2%、令和7（2025）年には、75.2%に上ると推定されています。

高知市における認知症患者の推定

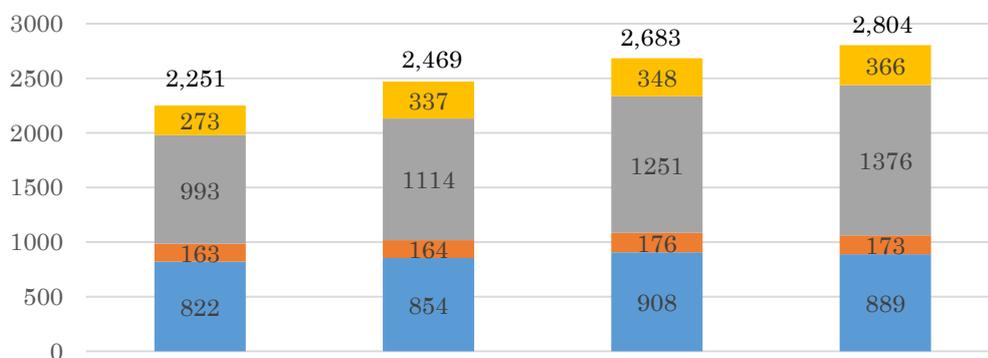


（高知市介護保険の統計情報より）

2 障害者の現状

本市の療育手帳の所持者数は、年々増加傾向にあり、令和2（2020）年3月末時点で2,804人となっています。

療育手帳所持者 障害程度別・年齢別（4区分）の推移

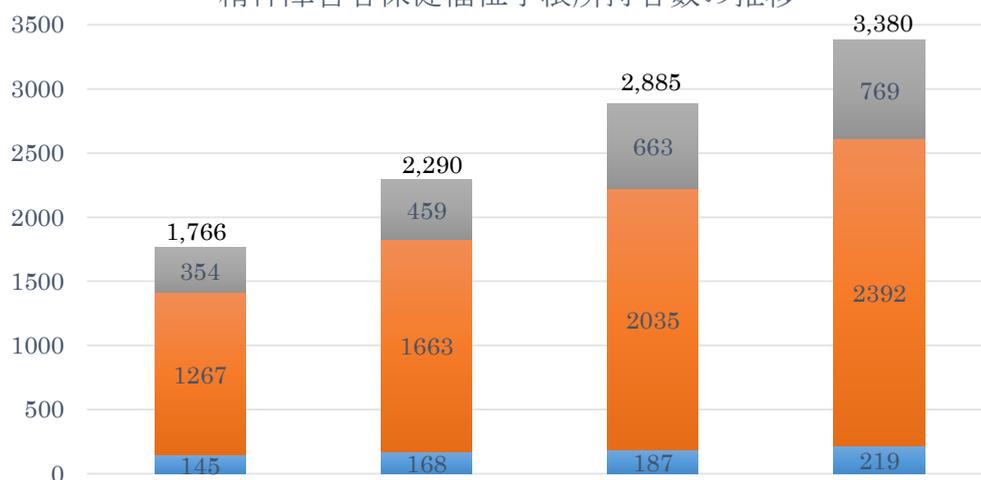


	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度
B1・B2 18歳未満	273	337	348	366
B1・B2 18歳以上	993	1114	1251	1376
A1・A2 18歳未満	163	164	176	173
A1・A2 18歳以上	822	854	908	889

（各年3月末時点，高知県提供）

令和2（2020）年3月末時点の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は3,380人です。精神障害者保健福祉手帳の所持者はいずれの等級も年々増加しており、平成23（2011）年と比較すると1.9倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度
3級	354	459	663	769
2級	1267	1663	2035	2392
1級	145	168	187	219

（各年3月末時点，高知県提供）

3 成年後見制度の利用状況

高知市の成年後見制度の利用状況及び高知家庭裁判所の後見申立受理件数は以下のとおりとなっています。(高知家庭裁判所への聞き取りによる)

○高知市における成年後見制度の利用者数 合計 667 人 令和3年7月時点

後 見	521 人	78%
保 佐	121 人	18%
補 助	25 人	4%

○高知家庭裁判所が受理した成年後見申立件数 (高知市以外の件数を含む)

類型／年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
後 見	192 人	196 人	188 人	183 人
保 佐	36 人	23 人	27 人	33 人
補 助	6 人	6 人	15 人	9 人

4 成年後見制度市長申立件数及び成年後見制度利用支援事業実施状況

平成 15 (2003) 年より, 成年後見人の選任が必要な状態であるが, 申立を行う親族がない方に対し, 市長による後見申立を行っています。

また, 平成 19 (2007) 年より, 市長申立により後見人が選任された方で, 報酬の支出が困難な方に対し, 助成金を交付しています。

令和元年度, 令和 2 (2020) 年度の市長申立件数及び報酬助成額は下記のとおりです。

○成年後見市長申立件数

対象者／年度	R1 年度	R2 年度
高 齢 者	36 件	26 件
障 害 者	0 件	7 件

○成年後見報酬助成実績

対象者／年度	R1 年度		R2 年度	
高 齢 者	5 件	739,000 円	12 件	1,895,300 円
障 害 者	2 件	327,600 円	0 件	0 円

5 高知市成年後見サポートセンター事業（高知市社会福祉協議会）実施状況

高知市成年後見サポートセンターは、権利擁護に関する総合相談窓口として、平成 24（2012）年に高知市社会福祉協議会が設置し、本市はセンターの運営に対し補助を行ってきました。事業としては、成年後見制度利用支援・相談対応、広報啓発、市民後見人の養成・受任調整・人材バンクの管理、関係機関とのネットワーク構築等を行っています。

市職員が成年後見サポートセンター運営委員会^{※1}の委員として、関係機関のネットワークに加わり、権利擁護ニーズのある方の処遇検討や後見人受任調整等に関わってきました。また、より実務者レベルの協議が行われる成年後見サポートセンター支援会議^{※2}に、高齢者支援課・障がい福祉課・健康増進課の職員が参加し、困難事例の検討等を行うなど、高知市社会福祉協議会と高知市が連携して、権利擁護支援体制の整備を図っています。

○初期相談件数

H30 年度	R1 年度	R2 年度
452	410	390

○相談内訳：相談に至った理由（重複あり）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
身元保証人がいない	33	63	26
入院・入所手続き	18	32	14
相続手続き	12	13	10
財産管理	64	52	32
福祉サービスの利用手続き	12	19	3
定期預金解約	9	7	6
保険手続き	7	3	3
日常的な金銭管理	155	180	163
権利侵害	6	28	5
市移民後見人受任	8	2	5
出前講座	9	10	6
将来の不安	59	101	57
成年後見制度について			113
これからあんしんサポート事業 ^{※3}			40
その他	171	174	6
合計	563	684	489

【相談内容の考察】

- ・判断能力が低下した方で、身寄りがない、もしくは親族が関わりを拒否しているケースが、初期相談全体の約30%となっています。
- ・親の年金を子どもや孫が費消し、親が生活に困窮するといったケースが増えていますが、親子とも支援を拒否する場合があります、対応に苦慮しています。

○広報啓発：出前講座件数

H30年度	R1年度	R2年度
17	6	3 (新型コロナの影響で減少)

○市民後見人養成講座

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計
受講者	42名	36名	52名	15名	24名	169名
修了者	39名	34名	32名	14名	5名	124名

○市民後見人材バンク登録者

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計	登録者数
実習	14名	8名	4名	3名	29名	21名
登録者	14名	8名	4名	3名	29名	
辞退者			4名	4名	8名	

○市民後見人の活動状況

	受任時期	類型	申立人	障害種別	備考
1	H30.3	後見	市長	認知症高齢者	日常 ^{**4} から移行・本人死亡により終了
2	H30.3	後見	市長	精神障害者	日常 ^{**4} から移行・本人死亡により終了
3	H30.7	後見	市長	認知症高齢者	本人死亡により終了
4	H30.7	後見	親族	認知症高齢者	本人死亡により終了
5	H30.12	後見	市長	認知症高齢者	本人死亡により終了
6	R1.11	保佐	本人	知的障害者	
7	R2.4	補助	本人	認知症高齢者	日常 ^{**4} から移行
8	R3.2	後見	市長	認知症高齢者	日常 ^{**4} から移行
9	R3.4	後見	市長	認知症高齢者	

【用語説明】

※1 成年後見サポートセンター運営委員会

司法関係者，医療関係者，福祉関係者，学識経験者，金融機関関係者，行政関係者，社会福祉協議会職員等の参加により，成年後見サポートセンターの運営に関する協議・検討を行っています。（2か月に1回程度開催）

※2 成年後見サポートセンター支援会議

弁護士，行政職員，地域包括支援センター職員，サポートセンター職員等の参加により，権利擁護に関する事例検討等を行っています。（毎月1回程度開催）

※3 これからあんしんサポート事業

頼れる親族などがない方について，ご本人が判断できる間に，高知市社会福祉協議会と契約をすることで，日ごろの見守り，認知症などで将来ご自身で判断できなくなったときのこと，亡くなった後のことについて支援する事業です。

※4 日常生活自立支援事業

認知症，知的障害，精神障害などにより，福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて，自分ひとりで判断することが難しくお困りの方に対して，安心して日常生活が送れるように，福祉サービス利用援助を中心とした金銭管理支援などのお手伝いを，契約を通して行う事業です。

6 ニーズ調査結果

市民の成年後見制度に対するニーズを調査するため、令和2（2020）年度に【高齢者】、【身体・知的障害者】、【精神障害者】に対し、調査を行いました

制度をよく知らない・聞いたことがないという回答の割合は、精神障害者75.3%、身体・知的障害者で65%、高齢者で61.5%となっています。

制度を利用したくないという回答の割合は、高齢者で67%、身体・知的障害者で58%、精神障害者で47.4%、となっています。

利用したくない理由として、精神障害者は「お金がかかるから」（26.8%）が一番高く、身体・知的障害者と高齢者は「必要ないと思う」（45%、58.2%）が一番高くなっています。

全体で見ると、「制度を知らない・聞いたことがない」割合は60%（2,516人／4,205人）、「制度を利用したくない」割合は、63%（2,682人／4,205人）となっています。

【高齢者】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和2（2020）年6月）

65歳以上で要介護1～5の認定を受けていない市民5,000人を無作為抽出。

有効回答数2,823人（有効回答率56.47%）

質問① 成年後見制度を知っていましたか

大体知っていた	35.5%
聞いたことはあるが、内容をよく知らない	45.8%
聞いたことがない	15.7%
無回答	3.0%

質問② 今後、自分の判断力に自信が持てなくなった場合、制度を利用したいと思いますか。

利用したい	27.0%
利用したくない	67.0%
無回答	6.0%

質問③ ②で利用したくないと回答した理由は何ですか。（複数回答あり）

自分の財産や契約を人に任せるのは不安	21.8%
費用負担がある	16.0%
利用の仕方が分からない	11.2%
必要ないと思う	58.2%
その他	16.6%
無回答	0.7%

※その他の具体的回答の大部分は家族・親族がいる（に任せる）

【身体・知的障害者】障がいのある人の支援に関する調査（令和2（2020）年5月～6月）

18～64歳身体障害者手帳所有1,600人，65歳以上身体障害者手帳所有者250人，18歳以上の療育手帳所有者650人を無作為抽出，有効回答数1,285人（有効回収率51.4%）

質問① 成年後見制度を知っていましたか

大体知っていた	31%
聞いたことはあるが，内容をよく知らない	37%
聞いたことがない	28%
無回答	4%

質問② 今後，自分の判断力に自信が持てなくなった場合，制度を利用したいと思えますか。

利用したい	34%
利用したくない	58%
無回答	8%

質問③ ②で利用したくないと回答した理由は何ですか。（複数回答あり）

自分の財産や契約を人に任せるのは不安	26%
費用負担がある	20%
利用の仕方が分からない	20%
必要ないと思う	45%
その他	12%
無回答	3%

【精神障害者】成年後見制度に関するニーズ調査（令和3（2021）年2月）

精神障害者保健福祉手帳所持者 159 人，高知市精神障害者家族会連合会会員 10 人に対し調査票を郵送。有効回答数 97 人（有効回答率 57.4%）

質問① 成年後見制度を知っていましたか

大体知っていた	24.7%
聞いたことはあるが，内容をよく知らない	42.3%
聞いたことがない	33.0%

質問② 今後，自分の判断力に自信が持てなくなった場合，制度を利用したいと思いませんか。

利用したい	49.5%
利用したくない	47.4%

質問③ ②で利用したくないと回答した理由は何ですか。（複数回答あり）

自分の財産や契約を人に任せるのは不安	16.5%
費用負担がある	26.8%
利用の仕方が分からない	0%
必要ないと思う	14.4%
その他	14.4%

第2節 成年後見制度に関する課題

1 権利擁護支援の必要性

高齢者数は令和7(2025)年まで増加し、一旦減少となりますが、その後令和22(2040)年には再び増加することが予測されています。これに伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。

世帯構成では、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加があり、財産管理において、親族の支援が得られない高齢者が増加することが予測されます。

知的障害者、精神障害者については、現在は親と同居し親が財産管理を担っている世帯も多くあるため、親亡き後の問題も存在します。障害者を対象とした調査では「自分の財産や契約を人に任せるのは不安」という声も多くあり、成年後見制度を含む本人の権利擁護についてその必要性を皆が理解し、必要な人が支援を受けられる体制が必要です。

2 市民の意識

ニーズ調査の結果では、制度を知らない市民が多数であり、制度を使いたくない理由としては「必要ない」または「自分の財産や契約を人に任せるのは不安」と考える市民が多い結果となっています。自分の判断力が低下していない、もしくは家族の支援が受けられる状況では、成年後見制度の必要性を考へることがないものと思われます。一方で、十分に成年後見制度を知らないため、利用がためらわれることもあるため、関係者だけでなく広く市民の理解促進のための取組が必要です。

3 成年後見制度の利用における課題

高知市における成年後見制度利用者を類型別に見ると、後見類型の方が78%、保佐類型が18%、補助類型が4%となっており、全国平均と同様に後見類型に偏りが大きい結果となっています。

高齢者においては、判断能力が失われた後に何らかの財産管理の必要性が生じた場合に、親族等の申立により後見人がつくケースが多数を占めています。知的・精神障害者においては、財産管理を担っていた親が加齢や疾病に伴い管理が困難になったため、後見申立てに至る事が多く見られます。

今後の権利擁護支援の在り方としては、より早い段階で代理権が限定される補助、保佐の申立により、本人の意向を優先しながら支援が行われることや、任意後見制度の活用により、本人の決定により権利擁護支援が行われることが望まれます。

また、制度の必要性を感じた時に、円滑に制度利用につながるができるよう、身近できめ細かな相談対応が必要とされています。

権利擁護ニーズはあるものの、身寄りが無い、もしくは支援してくれる親族が身近に居ない状況の方も多く、今後更に成年後見市長申立が必要なケースが増加するものと考えられます。

成年後見申立時に、後見人候補者を選定する受任調整において、資産が少なく報酬が見込めない方や、累犯者で今後の対応の困難さが予測される方等の後見人のなり手が見つからないという問題があります。また、所得が少ない方及びその親族が、後見申立を控えるという問題もあります。

困難事例の受任調整については、権利擁護支援チームを形成し関係機関が目標共有と役割分担を行うことで、後見人の負担軽減や役割の明確化を図り、後見人を受任しやすい体制を構築することが求められます。

生活困窮状態にある方の権利擁護ニーズへの対応については、報酬助成の要件や内容の検討、後見の担い手の裾野を広げるための法人後見の推進や市民後見人の養成等、市民のニーズにあった権利擁護支援体制について、総合的な検討が求められています。

4 日常生活自立支援事業における権利擁護推進の課題

高知市社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分であるが契約能力を有している方に対し、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行っています。

判断能力が不十分な方が対象となっているため、契約後の能力低下等により、成年後見制度への移行が必要な事例があります。

令和3（2021）年9月末現在、高知市社会福祉協議会の契約者数176名のうち19名が、成年後見制度に繋げる必要がありながら繋げることができないという問題があります。これらは、申立人がいない、申立にかかる費用が出せない、本人が望まない等様々な要因があり、日常生活自立支援事業での対応が継続されています。

今後は、より早い段階で関係機関による権利擁護支援チームが形成され、適切に成年後見制度へ移行されることが望まれます。

第1節 基本理念

国が平成 29（2017）年 3 月に定めた、成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念として以下の 3 点を掲げています。

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、適切な身上の保護

本市では、国の基本理念を踏まえ、「本人の意向や希望が重視される」ことや、「権利侵害がなく安心して暮らすことができる」という意味を加味し、計画の基本理念を以下の通り定めます。

**「誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、
安心して暮らすことができる高知市の実現」**

第2節 基本目標

権利擁護支援を必要とする人が、迅速かつ適切に成年後見制度等を活用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制を整備します。

この取組を進める上での基本目標を以下の通り定めます。

1 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える

地域において、独居の認知症高齢者や虐待を受けている方などの、自ら支援を求めることが困難な方を早期に発見し、適切に支援する体制を構築します。また、権利擁護支援に関する相談対応力を向上するため、高齢分野、障害分野の相談支援機関に対し、研修を実施します。

2 市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する

一人ひとりが、自らが望む生活を考え、表明することができるように、権利擁護に関する市民啓発を行います。権利擁護ニーズを抱える方のご家族や支援者に対しては、ご本人の意思決定支援についての啓発・研修を行い、一人ひとりが自分の望む生活を表明できるよう、ご家族、関係機関の理解促進を図ります。

3 本人の意思を大切に能力に応じたきめ細やかな対応を図る

意思決定支援を重視し、一人ひとりの状況に応じた権利擁護支援が展開できるよう、関係専門職の対応力の向上を図るとともに、関係機関が連携し権利擁護支援チームとして対応できるよう支援します。また、権利擁護に関する課題整理や支援チームへの助言を行う協議会を設置します。そして、協議会の中核となる中核機関を設置します。高齢者支援課、障がい福祉課、健康増進課及び中核機関の担当者による、権利擁護担当者連絡会を設け、庁内連携の促進や権利擁護に関する課題の検討等を行います。

第4章

高知市成年後見制度利用促進基本計画の施策体系

本計画では、基本理念を「誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現」と定め、以下の施策を通じて、市民の理解促進及び権利擁護支援の体制強化を図ります。

基本理念	誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、 安心して暮らすことができる高知市の実現	
	基本目標	具体的施策
1 権利擁護支援を必要とする人を 早期に発見し支える		成年後見制度に関する市民啓発
		相談対応力の強化
		成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施
2 市民一人ひとりが 望む生活を考え、表明する		市民一人ひとりが自らが望む生活を考える
		任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進
		日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行
3 本人の意思を大切に 能力に応じたきめ細やかな 対応を図る (権利擁護支援地域連携 ネットワークの構築)		権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進
		中核機関の設置
		協議会の設置

第1節 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える

1 成年後見制度に関する市民啓発

独居の認知症高齢者や、支援する親族がいない知的・精神障害者など、権利擁護支援を必要とするものの自ら相談することが困難な方が、今後増加するものと想定されます。近隣住民や民生委員、いきいき百歳体操のお世話役、福祉サービス従事者、医療従事者等、本人と交流のある方が困りごとに気づき、権利擁護ニーズのある方が早期に支援につながるができるようになるために、(基幹型)地域包括支援センター職員等が、民生委員児童委員協議会定例会や認知症サポーター養成講座、生活支援ボランティア養成講座等の取組に合わせて、成年後見制度及び相談機関について周知・啓発を行います。後述する権利擁護支援の中核機関が、権利擁護に関する出前講座を開催いたします。

また、市民の権利擁護活動への参加及び理解促進を図るため、市民後見人の養成を行う他、広く市民に対し周知を図るため、成年後見セミナーを開催します。

コロナ禍の状況をふまえ、市民啓発については、ウェブの活用も検討します。

〈指標・目標〉

成年後見制度に関する啓発実施回数	42回/年
権利擁護に関する出前講座の開催(中核機関)	10回/年
成年後見セミナーの参加者数(中核機関)	80名/年

2 相談対応力の強化

権利擁護においては、本人の思いや意思を適切に受け止める事が重要であり、成年後見制度の利用の有無に関わらず、本人に寄り添う支援体制の強化を図ります。高齢分野では地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等、障害分野では障害者相談センター、相談支援事業所、地域活動支援センター等、その他医療機関等に対し、基幹型地域包括支援センターや障がい福祉課基幹相談支援担当等が、各団体の既存の会議等の場を活用して成年後見制度等の権利擁護推進に関する研修を実施します。

〈指標・目標〉

相談支援機関・医療機関に対する研修実施回数	3回/年
-----------------------	------

3 成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施

権利擁護ニーズがあるものの、成年後見制度の申立をする親族がいない方に対し、適切に市長申立を実施します。高齢者分野を中心に、市長申立件数が増加傾向にあるため、随時協議会等に報告しながら、体制の強化を図ります。

生活困窮状態にある方が成年後見制度の利用を控えることがないように、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡充、報酬助成額算定方法及び報酬助成基準額の見直し等について検討を進めます。

第2節 市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する

1 市民一人ひとりが望む生活を考える

ニーズ調査の結果では、成年後見制度を「必要ない」と考える市民が非常に多い結果となっています。しかしながら、加齢による衰えや判断力の低下により、自身が望む生活を続けることが困難になることが想定され、自身の権利を守るために成年後見制度を活用できるよう、その仕組みや意義を周知していくことが重要です。

また、自分の判断能力が低下した時にどうしたいのか、またどのような支援を受けたいのか、市民一人ひとりが健康な時から考えるきっかけを持つことも重要です。(基幹型)地域包括支援センターが中心となって、将来に対する意思表示である、遺言や、エンディングノート、アドバンスケアプラン等の学習会の開催なども検討します。

〈指標・目標〉

将来に対する意思表示に関する学習会実施回数（地域包括等）	14回／年
------------------------------	-------

2 任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進

任意後見制度は、自分の判断能力が衰えてきた時に備え、あらかじめ支援者（任意後見人）と契約を結び、財産管理の方法やその他支援してもらう内容を事前に決めておくものであり、権利擁護支援において本人の意向に沿った支援を行うのに望ましい仕組みです。

しかし、法定後見3類型と任意後見の総数に占める任意後見の割合は、全国平均でわずか1%台であり、任意後見を選択する人はごく少数という状況です。

本人意思の尊重という観点からは、任意後見制度は非常に有効な仕組みであるため、関係団体と連携し、利用促進に取り組みます。

補助・保佐類型についても、法定後見および任意後見の総数に占める割合は、22%程度であり、後見類型に偏りがみられます。

本人の権利を可能な限り制限せず、本人意思を尊重した権利擁護支援を実践するため、後述する中核機関の相談事業を通じて、任意後見・補助・保佐類型の利用促進を図ります。

3 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行

日常生活自立支援事業の契約者で、判断能力の低下がみられる方について、円滑に成年後見制度への移行がなされるよう支援します。

高知市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員が、利用者の判断能力を確認し、必要に応じて中核機関と連携して成年後見申立を支援します。申立できる親族がない場合は、適切に市長申立により支援します。

第3節 本人の意思を大切にして、能力に応じたきめ細やかな対応を図る (権利擁護支援地域連携ネットワークの構築)

1 権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進

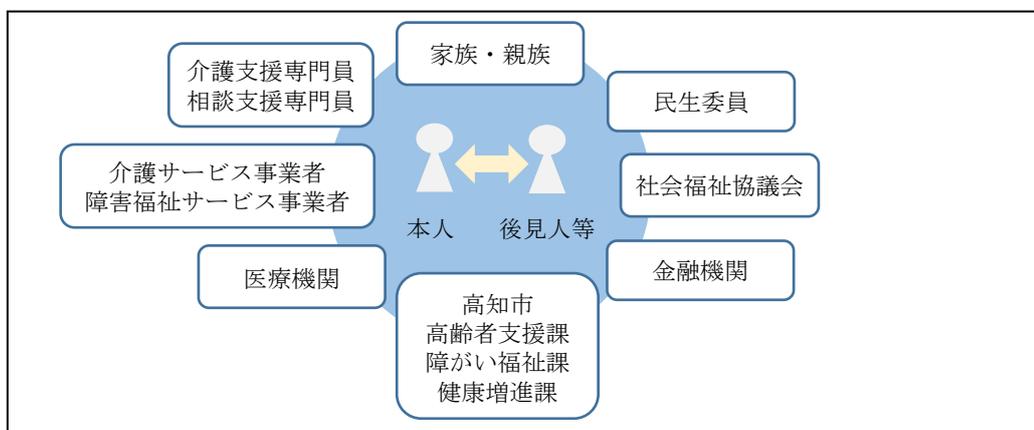
権利擁護支援が必要な人に対し、介護支援専門員や相談支援専門員、その他関係機関が本人の思いや意思を受け止め権利擁護支援チームとして連携し、必要な支援を行うと同時に、本人の状態に応じ成年後見制度の利用にも繋がります。介護支援専門員等が形成する通常の生活支援ネットワークでは、権利擁護に関する課題の検討が十分進まない可能性があるため、権利擁護支援を必要とする人については、中核機関が介護支援専門員等から相談を受けて介入し、権利擁護支援チーム形成を支援します。

成年後見人が選任された後には、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用がなされるよう、法的権限を持つ後見人と地域の生活支援関係者等が連携し、チームとして本人のよりよい生活を目指して支援します。

多職種が連携し、支援方針を共有する仕組みとしては、既存のサービス担当者会議等への後見人の参加を促すとともに、複雑な課題を抱える方の支援においては、中核機関が中心となって支援会議を開催します。

【権利擁護支援チームとは】

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う仕組み。



2 中核機関の設置

権利擁護に関する相談窓口を明確化し、市民や支援関係者が気軽に相談できる体制の整備として、権利擁護支援地域連携ネットワークの中核機関を設置し、①広報・啓発、②相談対応、③成年後見制度利用促進、④後見人支援、⑤連携推進の充実強化を図ります。

また、中核機関の、複雑な課題や法律問題を抱えるケースについての専門的な相談対応を支援するため、弁護士等の司法専門家によるアドバイザー体制を構築します。

中核機関の役割	
①広報・啓発	成年後見制度、権利擁護に関する広報
	成年後見制度、権利擁護に関する市民向け啓発
②相談対応	市民相談対応、
	2次相談対応、チームへの助言・協力
	専門職向け研修
③成年後見制度利用促進	成年後見人等受任調整
	支援会議の開催
	市民後見人養成、活動支援、人材バンク管理
④後見人支援	市民・専門職・親族後見人の支援
⑤連携推進	協議会の事務局
	家庭裁判所、行政、関係機関との連携推進

①広報・啓発

成年後見制度に対する市民の理解が十分でない状況を踏まえ、広報ツールの作成や出前講座を実施し、市民により身近な場所での広報・啓発活動を行います。

②相談対応

市民が気軽に相談できる、権利擁護に関する相談窓口を明確化します。地域包括支援センターや障害者相談センター等が受けた複雑な相談に対し、中核機関が2次相談機関として、各支援機関に助言を行います。権利擁護支援チームの構築が不十分である場合は、チーム形成やその後の合意形成の支援を行います。

チームを構成する支援機関の権利擁護に関する資質向上のため、地域包括支援センターや障害者相談センター等を対象とした、専門職向け研修を実施します。

③成年後見制度利用促進

成年後見人の受任調整を行います。調整困難事例に対しては、支援会議を開催し、チーム構成員の役割を明確化したうえで受任を調整します。

市民後見人の養成や資質向上に取り組み、人材バンクを管理運営します。

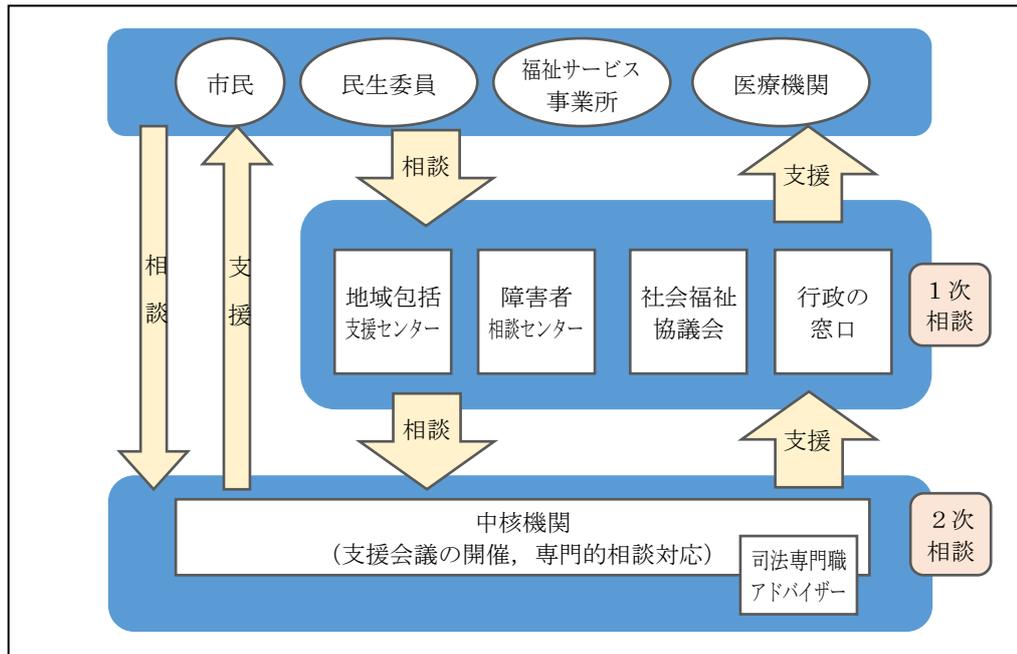
④後見人支援

後見人が後見業務で直面する問題に対し支援します。具体的には、後見業務に関する相談対応、本人面談への同席や関係機関との調整・合意形成等を行います。

⑤連携推進

次に示す協議会の事務局を担います。また、家庭裁判所、行政、関係機関の連携推進を図ります。

【相談体制イメージ】



3 協議会の設置

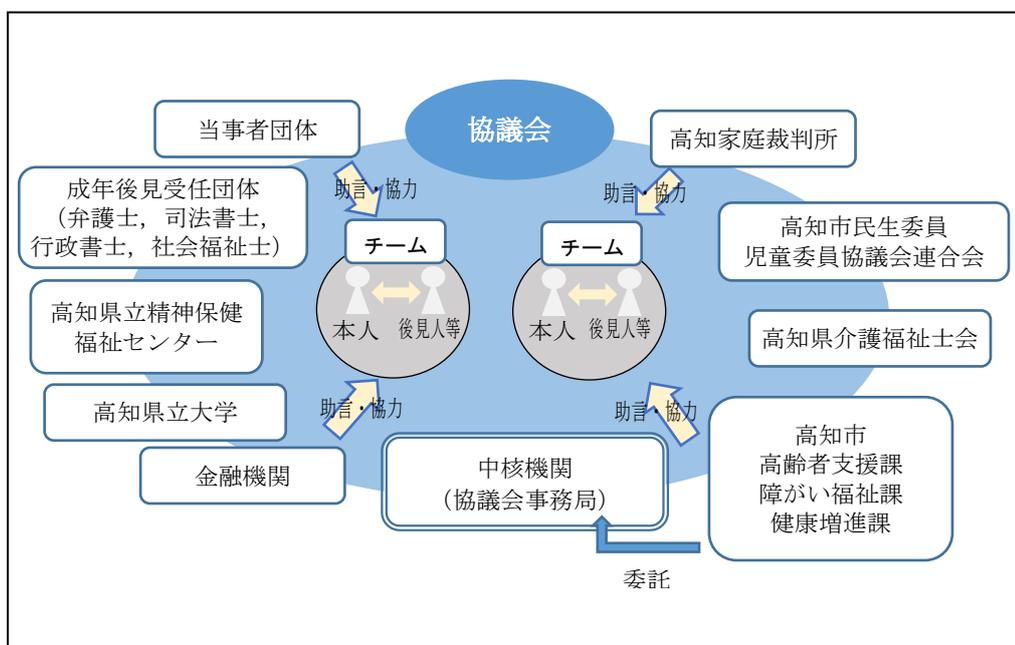
権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言・支援を行うとともに権利擁護推進に関する課題を協議する場として、協議会を設置します。

協議会は、権利擁護支援チームに対する支援以外に、構成団体間の連携推進、権利擁護推進における課題や取組についての協議を行うこととしており、既存の合議体も活用し、取組を進めます。定期開催を年2回とし、その他必要に応じ随時開催します。

〈指標・目標〉

協議会の開催	2回/年
--------	------

【協議会・中核機関・チームのイメージ】



第5章 評価

計画策定後は、市が設置している成年後見制度利用促進審議会に計画の進捗状況を報告し、評価を受けるとともに、適宜事業の見直しを行います。PDCAサイクルを用いて、成年後見制度利用促進審議会が、計画に基づく施策全体の進捗を総合的に評価します。

高知市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

所属団体名	役職等	委員氏名
高知弁護士会	副会長	中島 香織
高知県司法書士会	相談役	土居 雅之
高知県行政書士会	理事	廣井 千里
高知県立精神保健福祉センター	所長	山崎 正雄
高知県社会福祉士会	会員	上村 幸雄
高知県介護福祉士会	副会長	溝渕 由記
高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	金清 修
高知県立大学	教授	西内 章
四国銀行コンサルティング部	部長代理	尾崎 亮

任期：令和2（2020）年6月1日～令和4（2022）年5月31日

※尾崎委員 令和2（2020）年10月20日～令和4（2022）年5月31日

高知市健康福祉部

高齢者支援課（基幹型地域包括支援センター） 088-823-9121

〒780-0065 高知市塩田町 18-10 保健福祉センター内

障がい福祉課（地域生活支援室） 088-823-9378

〒780-8571 高知市本町 5丁目 1-45

健康増進課 088-803-8005

〒780-0850 高知市丸の内 1丁目 7-45 総合あんしんセンター内